

# 意見書

平成21年11月26日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

とうきょうとちゅうおうくにほんぼしにんぎょうちょう ちょうめ

東京都中央区日本橋人形町三丁目10-2  
フローラビル 8階

しゃだんほうじん

きょうかい

社団法人テレコムサービス協会

TEL

メールアドレス

電気通信事業法施行規則等の一部改正に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 電気通信事業法施行規則等の一部改正について

- ・ F T T Hサービスの屋内配線

指定設備の定義の改正（改正施行規則第23条の4第2項第3号）において、接続を円滑に行うために必要な事項に係る屋内配線の規定は、マンション向けが対象であることを明確化されることにより、他事業者設置の屋内配線の転用が、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認められたことは、公正競争の観点から改正することに賛同します。